

信州健康ゼロエネ住宅普及促進価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、住宅建築の価格高騰下において、工務店の受注機会の確保及び建築主の負担軽減を図るため、工事請負金額の上昇を緩和する措置をとる工務店に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成金交付要綱 信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱（令和4年4月15日付け4建住第92号）をいう。
- (2) 信州健康ゼロエネ住宅 助成金交付要綱第2章第3別表第1に規定する基準に適合する住宅をいう。
- (3) 信州健康ゼロエネ住宅助成金 助成金交付要綱第2章に規定する助成金をいう。
- (4) 工務店 県内に主たる事務所を置き、信州健康ゼロエネ住宅の建築工事を請け負う事業者（構造耐力上主要な木工事を含む工事を請け負う者に限る。）をいう。
- (5) 建築主 工務店と信州健康ゼロエネ住宅の新築に係る工事請負契約を締結する助成金交付要綱第2章第3に規定する対象者で、かつ助成金交付要綱第2章第5に規定する交付の申請を行う者をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、信州健康ゼロエネ住宅の新築に係る工事請負契約を建築主と締結する工務店とする。

(補助金の対象となる工事請負契約)

第4 補助金の交付の対象となる工事請負契約は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 当初工事請負契約が令和4年9月16日以降に締結されたこと。
- (2) 当初工事請負契約において、工務店が、住宅建築の価格高騰下における、工事請負金額の上昇を緩和する措置をとるものであること。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、1棟あたり500,000円とする。

(交付の申請)

第6 規則第3条に規定する申請書は、信州健康ゼロエネ住宅普及促進価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書（以下、「交付申請書」という。）（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、別表第1のとおりとする。

3 交付申請書の提出時期は、当初工事請負契約の締結日の14日前までとする。

(交付の決定)

第7 知事は、補助金の交付の申請があったときは、書類審査により補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をする。

(補助金交付の条件)

第8 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 令和5年3月31日までに事業が完了しないことが明らかになったときは、速やかに知事に取下げの申出をすること。

(2) 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。

(3) 工務店と建築主が締結する工事請負契約において工事見積書及び請負代金内訳書に「信州健康ゼロエネ住宅普及促進価格高騰緊急対策事業に基づく緩和措置」と明記した上で、交付を受ける補助金の全額を工事請負金額から差し引くこと。

(4) 建築主が助成金交付要綱第2章第6の規定により、信州健康ゼロエネ住宅助成金の交付の決定を受けること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

(取下げの申出)

第9 第8第1項第1号の規定による取下げの申出は、信州健康ゼロエネ住宅普及促進価格高騰緊急対策事業補助金取下申出書（様式第2号）により行うものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、信州健康ゼロエネ住宅普及促進価格高騰緊急対策事業補助金実績報告書（様式第3号）によるものとする。

2 規則第12条第1項前段に規定する関係書類は、別表第2のとおりとする。

3 規則第12条第1項に規定する補助事業が完了したときとは、建築主が助成金交付要綱第2章第6の規定により、信州健康ゼロエネ住宅助成金の交付決定を受けた時とする。

4 第1項の規定による実績報告書の提出時期は、令和5年3月31日までとする。

(額の確定)

第11 知事は、実績報告があったときは、書類審査により、交付すべき補助金の額を

確定する。

(補助金の交付請求)

第 12 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金の額の確定後、信州健康ゼロエネ住宅普及促進価格高騰緊急対策事業補助金交付請求書（様式第 4 号）を知事に提出するものとする。

(工事完了報告書)

第 13 補助事業者は、建築主が助成金交付要綱第 10 の規定による実績報告書を提出するときに合わせ、信州健康ゼロエネ住宅普及促進価格高騰緊急対策事業補助金工事完了報告書（様式第 5 号）を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第 14 知事は、補助事業者が規則第 15 条第 1 項の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は第 1 項の規定により補助金の交付を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(書類の提出)

第 15 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の提出部数は正副 2 部とし、所轄建設事務所に提出するものとする。

(補則)

第 16 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年度の補助金に適用する。

2 令和 4 年 9 月 16 日から 11 月 13 日までに当初工事請負契約を締結する場合についての第 4 第 2 号及び第 6 第 3 項の規定の適用については、第 4 第 2 号中「当初工事請負契約」とあるのは「当初工事請負契約又は変更工事請負契約」と、第 6 第 3 項中「当初工事請負契約の締結日の 14 日前」とあるのは「令和 4 年 10 月 31 日」とする。

(別表第1)(第6関係)

交付の申請の関係書類	
1	工事請負契約書(案)
2	工事見積書の写し
※	補助金の全額を工事請負金額の上昇を緩和する措置に充てることが明記されていること。

(別表第2)(第10関係)

実績報告の関係書類	
1	工事請負契約書の写し
2	請負代金内訳書の写し
※	補助金の全額を工事請負金額の上昇を緩和する措置に充てることが明記されていること。